

令和3年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議 議事録

日時 令和4年3月17日（木）午後2時から午後4時

場所 豊田市役所 教育委員会会議室 及びZOOMを活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

【会長】近藤孝（愛知県社会福祉士会）、【副会長】杉本みさ紀（愛知県弁護士会）、川上明子（愛知県司法書士会）、柴原弘明（豊田加茂医師会）、杉村龍也（JA 愛知厚生連 豊田厚生病院）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、浦川岳夫（豊田市基幹包括支援センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）

なし

オブザーバー ※敬称略

荒川正光（名古屋家庭裁判所 家事次席書記官）

坂田夕弥（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）

事務局

【福祉部】水野副部長、梅田社会福祉事務所長

【福祉総合相談課】大内課長、加藤（良）担当長、杉浦主査、花井主事

【豊田市社会福祉協議会】中田事務局長、安藤事務局次長、鈴木地域福祉推進室室長
八木センター長以下センター職員

傍聴者

なし

次第

- 1 開会・福祉部副部長挨拶
- 2 委員・オブザーバー紹介
- 3 令和3年度の協議会の進め方について
- 4 令和3年度協議会第2回会議における意見の整理について
- 5 議事内容
 - (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画実績報告、次年度取組報告
 - (2) とよた市民後見人の養成・共働
 - (3) 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しの進め方
 - (4) 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想について（案）

議事録（要旨）

1 開会・福祉部長挨拶

【福祉部 水野副部長】

- ・本日は今年度3回目の協議会で、4つの議事をご議論いただきたい。
- ・特に議事（4）「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想について（案）については、第2回の協議会で国から報告のあった令和4年度のモデル事業について、豊田市として関わっていきたいと考えている。
- ・限られた時間のなか、皆様のご意見をいただきたい。

2 委員・オブザーバー紹介

【名古屋家庭裁判所荒川家事次席書記官】

- ・日頃から成年後見制度を運用するにあたり、地域の実情に合ったものにしていこうと思っている。
- ・このような場で皆様からのご意見を頂けるのは非常にありがたい

3 令和3年度の協議会の進め方について

（事務局より説明）

4 令和3年度協議会 第2回会議における意見の整理について

（事務局より説明）

5 議事内容

- (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画実績報告、次年度取組報告
（事務局より説明）

【近藤会長】

- ・虐待における仕組みづくり（取組番号10）について、支援者、法律専門職と検証を行うことで課題の洗い出しを行うとあるが、具体的な動きはあるのか？

【事務局（市）】

- ・現在は研修の場での事例検討などを通じて虐待ケースの振り返りを行っているが、福祉の支援者間のみで行っているため、今後は法律専門職を交えてやっていきたい。

【杉本副会長】

- ・虐待時の対応について豊田市は他市に比べて進んでおり、更なるレベルアップのためにもぜひやっていただきたい。

【浦川委員】

- ・意思決定支援（取組番号21）に関連して、意思決定支援の学びの場はあるのか？

【事務局（市）】

- ・このあとの議事（4）でも説明するが、市民や関係者に意思決定支援の考え方を広めていく必要があるため、今後、意思決定支援の勉強会や研修を行う予定をしている。

【柴原委員】

- ・豊田市では意思決定支援のワーキンググループを立ち上げており、市民向けの意思決定支援の普及啓発活動や医師会としても医療者や介護者向けの研修を行っている。

（2）とよた市民後見人の養成・共働

（事務局より説明）

【杉本副会長】

- ・バンク登録を辞退された方はどういった理由だったのか？

【事務局（センター）】

- ・辞退者は現職の包括職員で、仕事の関係で考えたいという回答だった。

【杉本副会長】

- ・バンク登録をしても受任をしないということもあると思うが、そのあたりの整理はどうなっているのか？

【事務局（センター）】

- ・受任するかどうかは別にして登録だけでもお願いできないかという説明をしたが、本人意思が固く、辞退された。

【杉村委員】

- ・受任していないバンク登録者が20名以上いると思うが、早く受けたいなどの意向はあるのか？

【事務局（センター）】

- ・先日アンケートを実施したところ、今すぐ受任したいと回答が一定数あった。
- ・現在は施設入所して安定している案件を市民後見人をお願いしているが、市民後

見人をお願いできる案件が無くなっており、来年度以降で受任要件の見直しが必要と考えている。

- ・具体的には、現在はセンターや専門職からのリレー案件のみを市民後見人をお願いしているが、法的な課題が無い新規案件については最初からセンターと市民後見人の複数受任で行う方法などを、家庭裁判所と協議をして進めていきたい。

【杉本副会長】

- ・専門職と市民後見人の複数受任であればいつでも可能だが、どうか？

【事務局（センター）】

- ・バンク登録者の中にも能力の程度に差があるため、最初はセンターと一緒に後見事務を行うことを考えているため、センターと市民後見人の複数受任でお願いしたい。専門職と市民後見人の複数受任は課題の洗い出しから始める。

【杉本副会長】

- ・面会だけでも市民後見人をお願いできると助かる案件もあるため、専門職と市民後見人の複数受任を検討してもらいたい。

【近藤会長】

- ・市民後見人と複数受任する場合のセンターの負担感はどうか？

【事務局（センター）】

- ・センターの負担感に関しては想定範囲内である。

（3）豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しの進め方

（事務局より説明）

【柴原委員】

- ・中核機関の中和機能は具体的にどんな団体を想定しているか？

【事務局（市）】

- ・具体的には決まっていないが、弁護士や司法書士団体を想定している。

【近藤会長】

- ・意見書、ヒアリングの協力について、ヒアリングは委員個別に行われるという認識でよいか？

【事務局（市）】

- ・ヒアリングについて、委員個別に日程調整をして話を聞きたい。

（4）「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想について（案）

（事務局より説明）

【柴原委員】

- ・ 医師は病気のことはわかるが、法律的なことはあまり詳しくない。
- ・ 今回のモデル事業のように法律や福祉の専門家が意思決定支援に参加してもらえるのは非常にありがたいことで、ぜひ進めていただきたい

【杉村委員】

- ・ モデル事業の取組は現場としては非常にありがたい。
- ・ 金銭管理については、「生活基盤サービス事業者」と「意思決定支援サポーター」の責任の範囲を明確にしておく必要がある。
- ・ バンク登録していて受任していない人が意思決定支援サポーターに馴染むと思う。

【事務局（市）】

- ・ 金銭管理については金額設定や意思決定サポーターの責任の範囲などを令和4年度上半期に決めていきたい。
- ・ 市民後見人修了者についてもやりたい人がいればお願いしていきたい。

【阪田委員】

- ・ 本人が本人らしく生きるうえで意思決定が一番大事だと思うが、支援者が気を付けなければいけないのは、本人と支援者が教える、教えられる関係になって、関係性に優劣関係がついてしまうことである。
- ・ 意思決定支援サポーターは「養成」という視点で進めるものではなく、権利擁護支援の手段として意識を浸透させていくと考えるべき。
- ・ 日本で意思決定支援に取り組んでいる団体の代表者と親交があり、その代表者の話によると、個々の事例で事情が異なるため事例の構築が重要ということだった。
- ・ そのため事例の構築をしっかりとっていただきたい。この取組は時間がかかると認識しており、丁寧に進めて行ってほしい。

【事務局（市）】

- ・ 意思決定支援は養成ではないという点を押さえて、誰にでも意思があって、本人の意思を周りが汲み取っていける社会を豊田市全体に浸透させていくことを考えていきたい。
- ・ 国のモデル事業の説明会でも複数年度で取り組むという話もあったため、本人との信頼関係を構築するためにもゆっくり時間をかけていきたいと思う

【川上委員】

- ・ 事業としてとても素晴らしいと思うが、責任の所在、費用面などを明確にしておく必要があり、今後検討が必要だと思う。

【事務局（市）】

- ・ 川上委員のご指摘のとおり責任の範囲など現時点では決まっていないところはあるが、本人が安心して利用できる事業という点を押さえて決めていきたい。

- ・費用面については公費負担の範囲をどのようにするのか、お金が払える人は自己負担で今回の仕組みを利用するといったことも考えていきたい。
- ・また、今回の仕組みづくりが現在の身元保証会社へのけん制にもなればと思う。

【近藤会長】

- ・意思決定支援を具体的な仕組みで取り組むことが県内で初めての自治体であり、非常に積極的な取組だと思う。
- ・初めは課題も出てくると思うが、事例を数件行っていく中で解決しながら進めてもらいたい。

【浦川委員】

- ・モデル事業は何か年計画なのか？また、意思決定支援サポーターの人数をどのくらいの人数を想定しているのか？

【事務局（市）】

- ・国のモデル事業の説明会で明確な回答は無かったが、2～3年を想定しているということを知っている。
- ・葬儀や家財処分などを考えるとすぐにできるものではないと思っている。
- ・サポーターの人数についても具体的な人数があるわけではないが、ニーズは一定程度あるため、意思決定支援の考えを市内に浸透させていく中で賛同してくれる人が増やしていくことを進めていきたい。

【杉本副会長】

- ・非常に素晴らしい仕組みだと思っており、意思決定支援は専門性のない市民の方ができるものになっていけばいいと思う。
- ・専門性がある人は、本人の意思の実現するための社会の仕組みづくりに注力することが望ましい。
- ・身元保証会社に一定のけん制効果がありそうということにも期待している。
- ・また豊田市で意思決定支援の考えが浸透していくことで専門職後見人への波及効果もあると思う。

【事務局（市）】

- ・専門性を追求しすぎないことを意識していきたい。
- ・意思決定サポーターの役割として本人が思うちょっとした疑問を受け止めてあげて、一緒に声を出してあげることが必要だと思う。

【近藤会長】

- ・これまでは意思決定支援は専門職で議論されて市民が入る余地がなかったため、今回の取組で市民が関わるということが非常に重要だと思う。
- ・専門職が意思決定支援にバックアップで参加する形がよいと思う。

- ・今後の具体的な検討は部会で行うということでもいいのか？

【事務局（市）】

- ・部会の中から声掛けをして具体的な検討を行っていききたい。

【近藤会長】

- ・議事（４）の構想案に関して承認でよければ挙手をお願いする。
（委員全員挙手：構想案に関する承認）

【名古屋家庭裁判所荒川家事次席書記官】

- ・市民後見人の拡充が議事にあったが、市民後見人に適した事案や選任形態に関する裁判所の基本的な考え方をお伝えし、認識を共有することが重要と考えており、積極的に関与させていただきたい。
- ・意思決定支援についても裁判所として注視していきたい。
- ・成年後見制度がの円滑な運営のため、関係機関との連携を今後も進めていきたい。